

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 位置づけの変更について

1. 政府の決定

- ・ 5月8日から、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置づけ
 - ※現状：感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」
- ・ 変更前に厚生科学審議会感染症部会の意見を聞き、最終決定
- ・ 今後、大きく病原性が異なる変異株が出現するなどがあれば、対応見直し

2. 位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し（国の対応方針）

(1) 患者等への対応

- ・ 入院・外来の医療費の公費負担を、期限を区切って継続

(2) 医療提供体制

- ・ 入院や外来の取扱いは、原則としてインフルエンザなどと同様
- ・ 外来は、幅広い医療機関が診療に対応する体制へ段階的に移行
- ・ 入院は、位置づけの変更により現在の入院措置・勧告が適用されなくなり、幅広い医療機関が入院患者を受入れ
- ・ 入院調整も行政の関与から医療機関間で調整する体制へ段階的に移行
- ・ 一般的な医療機関による対応への移行、診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援などについて、具体的に検討・調整

※患者等への対応、医療提供体制は、3月上旬を目途に具体的な方針を決定

(3) サーベイランス

- ・ 発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行

(4) 基本的な感染対策

- ・ マスクは、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の判断に委ねることを基本として検討
- ・ 引き続き、換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願い
- ・ 医療機関や高齢者施設でのクラスター対策は継続

(5) ワクチン

- ・ 位置づけの変更に関わらず予防接種法に基づき実施
- ・ 必要な接種は、引き続き自己負担なく受けられるよう調整